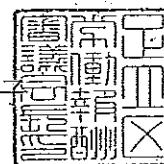


平成25年12月11日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会

会長 渡部 典子



平成26年度労働報酬下限額について（答申）

平成25年11月26日付け25足総契発第1189号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額

(1) 熟練労働者、一人親方

平成25年度公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。

(2) 熟練労働者以外の労働者

(1) により得た平成25年度公共工事設計労務単価の「軽作業員」の額に、70%を乗じて得た額が妥当である。

(1時間あたり1,008円)

2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）に係わる労働報酬下限額

平成25年度足立区臨時職員単価（事務補助A）と同額が妥当である。

(1時間あたり910円)

3 指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額

上記2に示す労働報酬下限額と同額が妥当である。

(1時間あたり910円)

【意見】

1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。

(1) 入札価格の積算期間を延長されたい。

- (2) 公契約条例適用工事においては、予定価格の90%未満の入札は失格とされたい。
  - (3) 工事の設計変更について柔軟に対応されたい。
  - (4) 労務費の毎月支払いに支障をきたさないよう、前払金等の支払条件を見直されたい。
  - (5) 適正な単価、数量を用いた綿密な積算に基づく予定価格の設定を徹底し、積算の詳細内容を公開されたい。
  - (6) 現在の図面契約条項を見直されたい。
- 2 今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。
- (1) 労働報酬下限額の実効性を担保されたい。
  - (2) 労働環境整備の促進を図られたい。
  - (3) 労働報酬審議会委員、区職員、区議会議員などが、公契約条例適用工事現場に赴き、労働条件や労働環境を確認する機会を設けられたい。

以上